

公益社団法人熊本県緑化推進委員会「緑の募金」表彰規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人熊本県緑化推進委員会(以下「県緑委」という。)は、本規程に定めるところにより、『緑の募金』(以下「募金」という。)に多額の寄付を行い、募金事業に多大な貢献のあった個人または団体、企業を表彰することができる。

(表彰を行う者)

第2条 表彰は、県緑委の理事長が行う。

(表彰の内容)

第3条 表彰は、感謝状を贈呈する。

(表彰基準)

第4条 表彰は、募金に同一年度10万円以上の寄付を行った個人又は30万円以上の寄付を行った団体、企業等について行う。

2 同一の個人又は団体から2～3年間連続して寄付があった場合には、2～3年目の寄付の額はその合計額とする。

附則

1 本規程は、平成26年9月1日から施行する。

2 本規程は、令和4年3月14日から施行する。